

1. 事業者

- ①事業者の名称 有限会社 医療福祉研究所ヘイセイ
②事業者の住所地 岡山県倉敷市老松町4丁目4-7
③電話番号 (086) 427-8451
④代表者氏名 取締役 目黒 文夫
⑤設立年月 平成1年7月20日

2. 事業所概要

- ①事業所名 有限会社 医療福祉研究所ヘイセイ
(ヘイセイホームヘルプステーション)
②所在地 〒710-0826 岡山県倉敷市老松町4丁目4-7
③電話番号 086 (427) 8451
④介護保険事業所番号 第3370200960号
⑤管理者名 梶原 加世子
⑥職員体制 管理者1名(常勤兼務)
福祉用具専門相談員 常勤2名以上
⑦従業員の勤務体制 9:00～17:45(土曜日9:00～13:00)
⑧営業日 月曜から土曜日(但し祝日及び12月30日～1月3日を除く)
⑨営業時間 9:00～17:00(土曜日9:00～12:00)
(常時連絡が可能な体制とする)
⑩業務内容 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
⑪サービス提供地域 倉敷市・岡山市・総社市・浅口市・都窪郡・小田郡・浅口郡内
⑫夜間・緊急時等の連絡先 ◆(086) 427-8451
夜間、休日についても常時連絡が可能な体制とします。

3. 方針

- ①介護保険法・施行規則および関連する法律を遵守し、事業運営を行うことを基本理念とします。
②要介護高齢者の自立支援と介護者の介護負担の軽減となる福祉用具を厳選し、有効に活用できるものを提供します。
③他の関連する在宅サービス部署との連絡を密にし、利用者の心身状態に適した福祉用具の選定に努めるものとします。
④常に清潔かつ安全で正常な福祉用具を維持するために定期点検・管理、並びに必要に応じ利用者に対し助言を行います。
⑤専門知識を有する適切な福祉用具専門相談員を配置します。
⑥利用者からの相談・苦情に対し、適切かつ迅速に対処します。

4. 介護保険給付の自己負担額

①利用料

利用料の計算は、原則として1ヶ月単位とします。
指定福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときの自己負担額は、「介護保険負担割合証」の負担割合の額とします。

②利用開始月の利用料の計算

開始日が15日以前：利用料は1ヶ月分とします。

開始日が16日以降：利用料は半月分とします。

③利用終了月の利用料

終了日が15日以前：利用料の半月分とします。

終了日が16日以降：利用料の1ヶ月分とします。

(※厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)は掲示しています。)

上記②③に係わらず、貸与開始と終了が同一月内に行われた場合は、1ヶ月分とします。

5. 介護保険適用外の取扱い

介護保険外で利用する場合、又は利用料が介護保険で定める支給限度額を超える場合は、全額自己負担とします。

6. 福祉用具の内容

- ①車いす②車いす付属品③特殊寝台④特殊寝台付属品⑤床ずれ防止用具⑥体位変換器
⑦手すり⑧スロープ⑨歩行器⑩歩行補助つえ⑪認知症老人徘徊感知機器⑫移動用リフト
⑬自動排泄処理装置

7. 事故・故障等の対応

①貸与品に故障等が発生した場合は、下記に連絡することにより、修理・交換等の対応を受けるものとします。

有限会社 医療福祉研究所ヘイセイ 電話番号 086 (427) 8451 FAX 086 (427) 8002

②利用者、その家族に対し賠償すべき事態を生じさせた場合には、賠償保険給付を行うと共に誠意をもってこれにあたります。但し、自らの責に帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

- ③事故発生時には家族、市町村（保険者）、居宅介護支援事業者等に対し、速やかに報告を
すると共に改善策を協議し再発防止に努めます。
- ④故意または過失により貸与品が故障、破損した場合は、修理代金相当額を利用者が負担す
るものとします。
- ⑤盗難・事故・火災天変地異等により、貸与品が滅失（修理不能も含む）した場合は、代替
商品の購入代金相当額を利用者が負担するものとします。

8. 苦情処理の体制

①事業所内の苦情窓口

利用者、及び家族の方は、提供されたサービス等に対し、苦情がある場合は、いつでも苦情
窓口、及び管理者に申し出てください。

苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対応し、サービスの質向上・改善に努めます。

◆苦情担当窓口：管理者 梶原 加世子

◆受付時間：月曜日から金曜日 9:00～17:00 土曜日は9:00～12:00

電話番号 086(427)8451 FAX 086(427)8002

②事業所以外の苦情受付窓口 岡山県国民健康保険団体連合会

◆受付時間：月曜日～金曜日 電話番号 086 (223) 8811

8:30～17:00 FAX 086 (223) 9109

◆各市町村の苦情受付窓口

倉敷市介護保険課 電話番号：086 (426) 3343

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日祝日及び12/29～1/3除く)

岡山市介護保険課 電話番号：086 (803) 1240

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日祝日及び12/29～1/3除く)

総社市長寿介護課 電話番号：0866 (92) 8369

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日祝日及び12/29～1/3除く)

浅口市健康高齢者支援課 電話番号：0865 (44) 7113

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日祝日及び12/29～1/3除く)

都窪郡早島町健康福祉課 電話番号：086 (482) 2483

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日祝日及び12/29～1/3除く)

小田郡矢掛町福祉介護課 電話番号：0866 (82) 1026

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日祝日及び12/29～1/3除く)

浅口郡里庄町健康福祉課 電話番号：0865 (64) 7232

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日祝日及び12/29～1/3除く)

9. 運営に関する留意事項

①従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、業務上知り得
た利用者、またはその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行い、誓約書に記
名押印します。

②サービス担当者会議等において利用者、又は家族の個人情報を用いる場合は、秘密保持の
観点から予め文書（契約書）及び個人情報の保護に関する同意を得ます。

③個人情報保護方針を定め、確実な履行に努めます。

④利用者からの求めに応じて、サービス提供記録を開示します。

⑤虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための指針を整備し、管理者を虐待防止
責任者として配置し次の措置を講じるものとします。

一 虐待の未然防止

管理者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止、早期発見、迅速かつ適切な対応ができ、
また尊厳保持・人格尊重に対する配慮ができるよう研修を定期的の実施します。

二 虐待等の早期発見

虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等を行い、また利用者及びその家族からの
虐待等に係る相談、利用者からの市町村への虐待の届出について適切な対応を行います。

三 虐待への迅速かつ適切な対応

管理者は、虐待が発生した場合には速やかに市町村の窓口に通報等を行い、手続きが迅速かつ
適切に行われ、また、虐待等に対する調査等に協力するよう務めます。

四 管理者は、虐待防止のための対策を検討する「虐待等防止委員会」を設置し1年に1回以上、 および必要に応じ、委員会を開催し委員会での検討結果に従業者に周知徹底をします。

⑥身体拘束等の適正化に関する項目

事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備し、管理者を、身体拘束等の適正化
責任者として配置し次の措置を講じるものとします。

一 記録の整備

管理者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の
状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

二 委員会の開催

管理者は、身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに
その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

三 研修の実施

管理者は、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施し記録します。
また、新規採用時にも必ず身体拘束等の適正化の研修を実施し記録します。

- ⑦ 感染症の予防及びまん延の防止に関する項目
事業所は、感染症の予防及びまん延の防止対策の指針を整備し、管理者を、感染症の予防及びまん延防止対策責任者として配置し次の措置を講じるものとします。
- 一 委員会の開催
感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員などに周知徹底を図ります。
 - 二 研修及び訓練の実施
従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施し記録します。また、新規採用時にも感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施し記録します。
- ⑧ 感染症及び自然災害発生時における業務継続計画（BCP）に関する項目
事業所は、感染症及び自然災害発生時における業務継続計画（BCP）を策定、整備し、管理者を感染症及び自然災害発生時における業務継続計画（BCP）の対策責任者として配置し次の措置を講じるものとします。
- 一 委員会の開催
感染症及び自然災害発生時における業務継続計画（BCP）を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員などに周知徹底を図ります。
 - 二 研修及び訓練の実施
従業員に対し、感染症及び自然災害発生時における業務（BCP）の研修及び訓練を定期的の実施し記録します。また、新規採用時にも感染症及び自然災害発生時における業務継続計画（BCP）の研修を実施し記録します。
- ⑨ ハラスメント対策に関する項目
適切なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ適当な範囲を超えたものによりサービスの提供に支障がある場合や、従業員の就業環境が害されることを防止するための対策を行うものとします。
事業所は、ハラスメント防止対策の指針を整備し、管理者を、ハラスメント防止対策責任者として配置し次の措置を講じるものとします。
- 一 指針の整備
職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確にし、従業員に周知・啓発を行います。
 - 二 研修の実施
管理者は、従業員に対し、ハラスメント防止のための研修を年1回以上実施し記録します。また、新規採用時にも必ずハラスメント防止の研修を実施し記録します。
- ⑩ アルコール検知器を用いた酒気帯び確認
事業所は、訪問車の安全な運転に必要な業務を行う者として所長を安全運転管理者として配置し次の措置を講じるものとします。
- 一 安全運転管理者の業務として、運転前後の運転者の酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いて行います。
 - 二 安全運転管理者の業務として、酒気帯びの有無の確認内容を記録・保存、アルコール検知器の常時有効保持に努めます。

10. 介護サービス情報の公開制度について

介護保険法が改正され、平成18年度から「介護サービス情報の公表」制度が導入されました。この制度は、利用者が、事業者の情報を比較・検討して、利用するサービスを適切に選択できるように支援することを目的にしています。又、各事業者に対し、提供するサービス内容や運営状況に関する情報の公開を義務付けるものです。

①公表機関

②ホームページアドレス

『岡山県子ども・福祉部指導監査課』

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/33/>

令和7年4月1日改訂